

第14回福岡市都市景観審議会会議録

(※委員の紹介など審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

<審議の概要>

(開 会)

【会長】 それでは、審議議案に入ります。では、議案1号「はかた駅前通り地区都市景観形成地区の指定(案)について」、事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】 はい。議案1「はかた駅前通り地区都市景観形成地区の指定案について」、資料に基づき説明申しあげます。配付資料の議案1の部分をお開きいただきます。

まず地区の所在でございますが、2ページをお開きいただきます。指定する場所を丸印でお示しいたしました位置図でございます。丸印の場所が今回指定を予定している地区で、博多区 博多駅前2丁目、3丁目 及び 祇園町の各一部でございます。

1ページにお戻りいただきます。

「地区の概要」でございますが、当該地区は、「博多駅周辺地区と天神地区を結ぶ都心部の重要な回遊動線の一つである、はかた駅前通りの沿道地域であって、地域のエリアマネジメント団体と共働で魅力ある都市空間の形成が進められて」おりまして、景観形成地区の指定に向けて、はかた駅前通り沿道地権者で構成される「はかた駅前通り景観形成プラン検討会」が平成22年8月に発足し、12月には景観形成地区の指定に向けた自主ルールがとりまとめられ、市に対し、景観形成地区の早期指定に向けた要望が提出されております。

本市としまして、「今後とも、市民や来街者にとって快適で潤いのある景観づくりを地域と共働で行うことにより、都心部の一層の魅力ある都市空間の形成を図るため」、都市景観形成地区の指定を行うものでございます。

参考といたしまして、これまでに指定しました都市景観形成地区及び今回指定予定地区の一覧をお示しいたしております。地区の名称、位置、面積につきましては表に記載のとおりでございます。

次に「今後のスケジュール」を申し上げます。

本日、都市景観審議会での答申をいただきましたら、その後、本指定案の縦覧、告示を経まして、平成23年の9月頃を目標に、地区指定の手続を完了したいと考えております。手続き完了後は、この後、ご審議いただきます景観計画の策定までの間、都市景観条例に基づいて届出を受け、その内容につきましては必要に応じて助言指導を行うというふうにご致してございまして、また景観計画策定後は、景観法に基づく届出を受け、必要に応じて景観法に基づく勧告を行うこととなります。

続きまして、はかた駅前通り地区都市景観形成地区の案の内容について説明申し上げます。

3ページをお開きいただきます。

地区指定の区域でございますが、都市計画道路博多駅前線、通称「はかた駅前通り」の起点でございます博多口交差点から、国体道路の祇園西交差点までの延長約850mの区間にありまして 道路境界線より両側30m、または一街区の区間で囲まれた範囲、約7haを対象といたしております。

4ページをお開きください。当該地区の景観形成方針及び基準案を記載いたしております。地区景観形成方針(案)につきましては、「博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多の街の新たなシンボルとなる魅力ある都市空間の形成」を目的といたしてございまして、その内容につきましては記載のとおりでございます。

次に地区景観形成の方針を具体化するための地区景観形成基準(案)についてでございますが、主なものとして「建築物」の「用途」につきましては、はかた駅前通り沿道においては、賑わいを積極的に図っていくため、店舗やサービス施設等を誘導するよう、基準を設けております。

また2つ下の「色彩」につきましては、はかた駅前通りにおいて美しさ、風格等の感じられる空間形成を図るため、街並みを形成する上で重要な要素である外壁の色彩につきましては、過度な色

彩が氾濫しないよう、基本的に 彩度 6 以下とすることといたしております。

続きまして、「屋外空間」でございます。

まず、「沿道空間等」でございますが、通りに華やかさを演出するため「積極的な緑化」に努め、オープンカフェ等の設置により、賑わいや華やかさが感じられるよう配慮することとしております。またはかた駅前通りだけでなく背後の街区にも賑わいが波及するよう、民有敷地内に「通り抜け通路」を確保していただくというようなことも考えております。

次に、「壁面の位置」につきましては、道路境界線から 少なくとも建築物の 1 階の外壁後退距離を 1.5 m 確保するように努め、快適で潤いのある歩行者空間の形成を目指していきたいと考えております。

さらに、歩行者が楽しく安全に歩ける歩道空間の形成に向けまして、歩行者の通行を妨げる「駐車場出入口」は、可能な限り、はかた駅前通りに面して設けないというふうに考えております。

続きまして、「付属設備」でございます。

「自動販売機」や「サーチライト」などにつきましては、はかた駅前通りからの見え方に配慮するよう、設置にあたって一定のルールを定めております。詳細の内容につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、「屋外広告物」でございます。

まず、はかた駅前通りに直接面する広告物について「共通事項」といたしまして、自家用広告物に限定し、形状や色彩等に関して、周辺の景観との調和に配慮するとともに、点滅する広告物、あるいは、蛍光塗料等を使用した広告物及び道路上空にかかる広告物は設置しないというふうにいたしております。

次に、「屋上設置広告物」につきましては、遠景から視認されやすく、乱立すればスカイラインを乱すなど、調和のある景観形成が図りにくくなるため、「設置しない」というふうに考えております。

さらに、はかた駅前通りに直接面して、「壁面設置広告物」及び「突出広告物」を設置する際の表示面積につきましても、現状の広告物景観が悪化することのないよう「壁面面積の 1 / 6 以下とする」よう基準を設けております。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【会長】ただいま事務局より提案がありました。これについて、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。なお、通常では、一度審議会に内容を諮ってご意見をいただいて、さらに取りまとめまで至るというプロセスを経て地区指定に至ります。しかし、今回の案件は今までと違い、資料の1頁目にあります地域のエリアマネジメント団体と沿道地権者の発意によって、博多駅の整備にともない、その軸線となるはかた駅前通りにおいて魅力的な景観が形成されるよう誘導していきたいという地域からの要望を受け、審議を続けてお諮りするようになった次第でございます。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】地元からの発意によって提案されたということですが、この地域は商業地域であるため、地権者の方がたくさんおられるかと思いますが、合意に参加された地権者の方の割合や、景観形成基準案に対して賛成、反対された地権者の方の割合等を紹介いただければと思います

【会長】事務局、お願いします。

【都市景観室長】まず地権者の数につきましては、土地、建物所有者の方は区分所有者も含めまして108名となっております。このうち、地元で発意していただいた段階では、地元のエリアマネジメント団体の方から、地権者の皆様に地権者会議の案内や、その議事の内容及び検討会の中で取りまとめられた自主ルール案等についてもやりとりをされ、最終的に市へ地区指定の要望をされたと同っております。

地権者の合意率等につきましては、最終的には対象地区全地権者の約半数の方が決議に出席され、半数以上が自主ルールについて同意いただいたと同っております。それを踏まえまして、市で作成した地区景観形成基準について地権者への意見照会や説明会の開催など働きかけをし、最終的には地権者会議とほぼ同数の方から、基準案について同意をいただいております。

また、反対される方もごく数名おられました。こちらの方については、反対される主な理由として、総論は賛成であるが、道路の上空にかかる広告物について疑義があり反対なされたようでございます。市としては今後とも反対される方に対して、まちづくりの趣旨などご理解いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【〇〇委員】合意された案というのは、この4頁目に示されております地区景観形成基準(案)で、地権者会議で取りまとめられた自主ルールの内容そのものだと理解してよろしいですか。変更しているところがありましたら、解説してください

【都市景観室長】大きな変更点としては2点ございます。まず用途についてでございますが、自主ルールでは風俗に関する施設は設置しないという基準がございました。地区計画であれば用途規制ができるのですが、景観条例では対象が外観であるため、例えば、風俗に関する施設でも外観の表装の仕上げが基準に適合していれば、用途規制まで踏み込んで申しあげにくい。この点については、景観条例に馴染まないということで市が作成した基準から排除させていただいております。

それから2点目は、先ほどもご紹介いたしました道路上空の広告物についてでございます。自主ルールでは、原則として禁止と文言が入っていましたが、市の基準では、原則を排除して禁止しております。しかし、現状掲出されております景観形成基準に適合していない広告物について、地区指定後一挙に認めなくなるというのは、非常に厳しいとのご指摘もいただいております。そのため、この点につきましては、一定の経過措置期間を設けることで、時間をかけながら対応していただくよう、ご理解を求めていきたいと考えております。

【会長】その他、ご意見はありますか。

【〇〇委員】今回JR博多駅が再開発で立派になりました。はかた駅前通りは、そのメイン通りとして、できる限り華美にならず、また博多のまちという伝統文化を大切にする、といった土地柄でございます。そのため、この通りについては、景観条例の趣旨に基づき魅力的な景観形成を進めていただきたいと、地元から要望されているのだと感じております。

【〇〇委員】地区指定することについては賛成です。駅前通りは現在照明灯も斬新でモダンなものに変わったため、通りに統一感を出していくということは大切だろうとは考えます。しかし、すでにパーキングや突出広告物などがかなりありますが、基準に適合しないものをどう是正していくのか、整理をした方がいいのではないのでしょうか。当然2、30年経って建て替えるときに基準が活きるということであれば、その時までには目指している通りの将来像は実現できないということでもあります。そこをどうお考えでしょうか。地権者の方々と議論して、10年後を目途に是正していくのか、そういった目標の設定は可能なのか、ご意見をお聞かせ下さい。

【会長】ありがとうございます。事務局は経過措置の年限は概ねどのくらいを想定しているのですか。

【都市景観室長】今、〇〇委員のほうからもお話がございましたけれども、地元からは出来るだけ長めに設定して欲しいとのご要望はいただいております。また、市としても広告物など基準に適合するよう是正していくにあたって、円滑に実施するためにも、出来るだけ長い期間で設定したいと考えております。期間につきましては、他都市の事例等を見ますと、1年から10年と、ばらつきはございます。本市としては、5年から10年の間でできるだけ長めに設定したいと、地権者説明会の際にもお答えさせていただいておりますが、この点につきましては、議会事項の部分でもございますので、今後とも慎重に検討してまいりたいと考えております。

【会長】わかりました。ここの通りは今まで軸線がはっきりとしない通りだったと思うのですが、都市景観形成地区の指定や、ストリートファニチャー等の整備が進むことで、はかた駅前通りも大博通りと同じように、明確な軸線となり、面的にまちづくりがされると期待されます。今後とも地元と協議をして、経過措置については十分配慮をお願いしたいと思います。

他にご意見はありますか。

(意見なし)

【会長】それではこの件についてはお認めいただいたものとします。今回のように市民が主体的に地元地域を考え、取組まれることをこれからも大事にしていきたいと思っております。また、今後ともJR博多駅の再開発のように地域の反応が大きい場合には、今回の地区指定と同様の地元発意による地区指定も想定されます。このような雰囲気が全市をあげて出てくるといいと思っております。いい事例が一つできた事を喜ばしく思います。

それでは次の第2の、福岡市景観計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】 それでは、「議案2 福岡市景観計画（素案）について」説明申しあげます。

まず、ご審議いただきました経緯と内容を確認いたします。

A3のものでございますが、参考資料1というものがございます。こちらでございますが、これまでに提示いたしました資料をまとめておりますとともに、いただいたご意見にそって修正いたしました部分を朱書きでお示しいたしております。

まず、参考資料1の目次をお開きいただきます。

「福岡市景観計画(素案)」につきましては、まず骨子について、これまで3回にわたってご審議いただきまして、頂戴したご意見を、逐次、反映させまして、本年1月20日の3回目、第13回審議会に於いて、ご承認をいただいたところでございます。

変更部分といたしましては、8頁をお開きいただきます。「第2章 第1節 景観形成の基本方針」及び9頁の「第2節 地域特性を活かした景観形成方針」におきまして、いただきましたご意見を元に、朱書きのとおり変更あるいは追記いたしております。

また10頁をお開きいただきます。「第3章 大規模建築物に関する事項」「第1節 届出対象行為」につきまして、現行の一律要件を朱書きのとおり細分化いたしまして、きめ細かく対応することといたしております。

また12頁をお開きいただきます。「第3節 色彩に関する景観形成基準」につきまして、「全ゾーン共通部分」の文言の一部を追加いたしますとともに、海浜ゾーンの基準値の一部を朱書きのとおり変更いたしております。

さらに、14頁をお開きいただきます。「第5章 景観資源の保全・創出に関する事項」で「第1節 景観重要建造物」の「①歴史的評価」の基準につきまして、朱書きのとおり変更いたしております。

また右頁の「第6章 景観重要公共施設」につきましては、関係部局と「明治通り・渡辺通り」につきまして協議が整いましたことから朱書きのとおり追加いたしまして、最終的に前回の審議会でご承認を頂いたところでございます。

その他いただきましたご意見と、それに対する対応につきましては、これまで審議会資料として添付いたしておりましたものを15頁以降にまとめておりますので、よろしくご参照のほどお願いいたします。

また先程、はかた駅前通り地区の景観形成地区指定につきまして答申を頂きましたことから、関係部分でただいまお配りいたしましたような変更が生じますが、こちらにつきましては後ほど景観計画素案を説明する際に併せて説明申し上げます。

次に議案資料の「議案2 福岡市景観計画」素案」をお願いいたします。

景観計画素案につきましては、ご承認いただきました骨子を踏まえまして、併せて「序章」等を付け加えて作成し、3回目の審議会でお示しいたしたところでございます。

各委員へは、本年3月末を目処に、ご意見を頂きますようお願いいたしましたでしたが、特にご意見はありませんでしたことから、今回、最終案として答申を頂くことといたしましたものでございます。

景観計画素案につきまして、概略を説明申し上げます。

0-2頁をお開きいただきます。

景観計画の序章としまして、0-6頁まで、上位計画との連携や景観計画の位置づけ等につきまして、1回目でご審議いただきました内容等を基に、整理いたしております。

1-1頁をお開きいただきます。

「第1章 景観計画の区域」でございます。なお第1章より、「第5章 景観資源の保全・創出に関する事項」までは、景観計画を策定する場合、必ず定めなければならない事項とされております。

1-1頁でございますけれども、景観計画の対象区域でございますが、市内全域といたします。都

市景観形成地区の位置も示すことといたしておりますので、議案1で答申頂きました「はかた駅前通り地区」についても付け加えることとし、1-1頁、1-2頁それぞれ、別にたがいま配布いたしました頁に変更いたします。

2-1頁をお開きいただきます。

「第2章 良好な景観形成に関する方針」につきましては、骨子の内容に沿って、記載いたしております。また2-5頁に都心ゾーンの区域図をお示しいたしておりますが、はかた駅前通りの地区指定に伴いまして、こちらも配付した頁に変更いたします。

「第3章 大規模建築物等に関する事項」につきましては、骨子と同様の内容で、記載のとおりでございます。

4-1頁をお開きいただきます。

「第4章 都市景観形成地区に関する事項」でございます。

4-1頁から4-3頁までは骨子と同様の内容でございます。また4-4頁以降に記載いたしております各都市景観形成地区の区域あるいは景観形成方針及び基準の内容につきましては、告示やこれまで事業者の方からお願いしてきた内容に沿って記載をいたしております。

お手元の資料には、4-4頁の「シーサイドももち地区都市景観形成地区」から、4-7頁の「元岡地区都市景観形成地区」まで6地区を記載いたしておりますが、先ほど「はかた駅前通り地区都市景観形成地区」の答申を頂いておりますので、4-7頁以降に、先ほど配付いたしました頁を追記することといたしますので、ご了承いただきます。

次に、5-1頁「第5章 景観資源の保全・創出に関する事項」から、7-1頁「第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」まで、骨子と同様の内容で、記載のとおりでございます。

それから末尾に添付いたしておりますA3の頁をお開きいただきます。

景観計画の今後のスケジュールでございますが、本日答申を頂きましたら、8月4日に開催を予定いたしております都市計画審議会へ報告を行いました後、9月を目標にパブリックコメントを実施しいたしてまいります。

その後、市民意見を反映したものを、都市計画審議会、都市景観審議会へそれぞれお諮りいたしまして、最終案として取りまとめた上で、景観条例の改正と併せまして、平成24年度からの施行を目標に、取り組んで参りたいと考えております。

以上で、「福岡市景観計画（素案）」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会長】 たがいま事務局より説明をいただきましたが、これについてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

これはかなり長いこと審議をしてきていろんな意見をいただいて、特に色彩については〇〇委員と私とで意見が違っていたもので、特別に別の検討をして二人で合意にいたっております。それから新しくご参加いただいた委員のみなさまには事前にこういう資料はお配りされたのでしょうか。

（事前配布済み）

【会長】 いかがでしょうか。

（意見なし）

【会長】 それではこれでお認めいただいたものとして次の手続きに入らせていただくようお願いいたします。以上で議案の審議は終わりますが、続きまして、参考資料2の「福岡市景観計画」の策定にともなう都市景観条例の対応について、事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】 それでは、最後に景観計画の策定に対する都市景観条例の改正などの対応につきまして、報告いたします。

都市景観条例の改正につきましては、基本的に議会事項でございますが、景観計画の施行と密接な関連があること、また先の審議会で景観計画と景観条例の関係についてお尋ねもございましたことから、これまで審議会や議会へ報告して参りました内容を、参考資料2に表としてまとめておりますので、こちらで説明申し上げます。

なお4頁以降に現行の都市景観条例を添付いたしておりますので、適宜ご参照いただきます。

まず、参考資料2の1頁をお開きいただきます。

まず現行の「1 都市景観条例の概要」でございますが、「良好な景観形成に向けた市の景観施策の基本的な枠組みや手続きを定めたもの」でございます。改正条例の「枠組みにつきましては、従来の内容を基本的に踏襲することといたしております。手続きにつきましては、「福岡市景観計画」の策定に伴い、景観計画区域内の届出対象行為の規模などについて、当該条例の所用の改正を行うもの」でございます。

次に、「2 改正条例の構成(案)」でございますが、章立てにつきましては、「第1章 総則」から「第8章 雑則」まで、現行条例と同様、8章で構成したいと考えております。

第1章の総則につきましては、市や市民あるいは事業者の責務、あるいは都市景観形成基本計画などについて定めておりますが、景観計画策定を機に、今後は景観計画の変更手続き等について関係規定の追記を検討して参ります。

「第2章 都市景観形成地区」及び「第3章 大規模建築物等の新築等」につきましては、都市景観形成地区の指定手続きや建築行為等を行う際の届出義務等について規定をいたしております。このうち、行為の届出等の手続き規定につきましては、景観法で定める手続き関係規定を反映して条例改正を行って参りたいというふうに考えております。

また「第4章 都市景観形成建築物等」につきましては、景観法及び景観計画で定める景観重要建築物や景観重要樹木と、内容や手続き関係を整理して条例あるいは規則の改正を行って参ります。

また第5章として、地域の良好な景観形成に向けて取り組む景観づくり地域団体等につきましては、景観法によりまして、地域の景観づくりに取り組むNPO法人などを景観整備機構として認定する制度が定められましたことから、認定手続きなど関係規定の整備を検討してまいります。また第6章の「表彰及び助成」につきましては、都市景観賞など今後とも重要な制度として維持して参りまして、現行どおり、取り組んで参りたいと考えております。

「第8章 都市景観審議会等」につきましては、景観計画の策定により、都市景観条例と屋外広告物条例が一層の緊密な連携を図る必要があることから、両審議会のあり方について今後検討して参りたい、と考えております。

以上、条例の主な構成について説明申しあげましたが、改正に向けましては、市民や事業者の方が混乱することのないよう、円滑な移行に充分、配慮しながら、必要最小限の手続き改正とするよう取り組んで参りたいと考えております。

最後に「(3) 条例改正スケジュール」について説明申しあげます。

今後の予定といたしましては、12月議会に条例改正案の内容について報告を行いまして、来年1月頃に条例のパブリックコメントを行い、3月議会に条例改正案の上程を予定いたしております。

以上で、「福岡市景観計画の策定に伴う都市景観条例の対応について」説明を終わります。

【会長】 ただいまの事務局の説明についてご質問やご意見はありますか。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】 景観条例以外の関連する条例は、変更予定はないのでしょうか。例えば、屋外広告物条例とか。

【会長】事務局お願いします。

【都市景観室長】屋外広告物条例については当然ながら、改正について、基本的なところはこちらのスケジュールと足並みを合わせたかたちで条例の改正に取り組んでいきたいと考えております。

【会長】他にご質問、ご意見はありませんでしょうか。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】意見と質問で、不勉強なので教えていただきたいのですけれども、さっきの駅前の通りの件でエリアマネジメント団体ではなくて、今度この概要の変更の内容の説明で、景観法に基づく地域住民や事業者との共働、景観づくり地域団体というのですか、話が出てきていると思うのですけれども、どちらも今回の場合でいえば、関わる団体が違うということを除けば、イメージとしては、似たようなことなのかなという気がするのですけれども、福岡市さんの場合、こういういわゆる一種の民活みたいなことで景観の良好な形成を支援するために何らかのインセンティブは設けていらっしゃるのでしょうか。もしお持ちであれば教えていただくと、いろいろなことで参考になるのでお願いしたいと思います。

【都市景観室等】はい。まず、1頁のところの第5章のところにあります景観づくり地域団体についてちょっとご説明させていただきます。これにつきましては都市景観条例が昭和62年に制定されておりますが、当初から地域の方が景観づくりを進めるといときには今のようにNPOがこれほど活発になることは想定しておりませんでしたので、一から住民の方が立ち上げていくということについては、やはり技術的な支援ですとか金銭的な支援とかいうものが必要になるだろうということで、この地域づくり団体というものを市が認定いたしまして、まちなみに取り組もうという団体を認定いたしまして、2カ年、年に50万円程度の補助ということでこの制度を立ち上げたものでございます。今まで2団体、御供所と姪浜で地域づくり団体の制度がございまして、こういうかたちのインセンティブというのにはございます。

ただこちらにつきましてはあくまでも私どもの景観条例の中で動いておりますので、景観形成地区指定をかけていただく、それに向かって取り組んでいただくという前提での団体でございまして。今後はやはり景観という概念なり取組の仕方がかなり広がってまいりましたので、単にこれだけではなくてやはり、景観法の中の景観整備機構ですとかそういう制度も使いながら、広くNPOの方のご意見ですとか、知識、ご経験というところを取り込むようなかたちで取り組んでいきたいということで、私どもだけではなくて、まちづくりという視点から関係部局といろいろと、それぞれ検討していきたいというふうに考えております。まだ具体的な内容まで申しあげる段階ではございませんけれども、そのような検討はやっているというところでございます。

【〇〇委員】はい。ありがとうございます。

【会長】他にご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

【会長】それではこの件についてはこれでご了解いただいたものとさせていただきます。なおここで以前から屋外広告物等の全量把握の研究が続けられてきておりましたけれども、それもだんだん基礎的な資料が整ってきている状況だと思いますので、まとめられた段階でまたみなさんにお話をさせていただきたいと思っております。

【都市景観室長】はい。

【会長】それからこの審議会には質問に答えていただくだけではなくて、これから福岡市の景観をどうしていこうという前向きな建議についてもここでお諮りできる仕組みになっていますので、何か委員のみなさんからご意見がありましたらご発言いただきたいと思っております。急にということではないのですけれども、特に福岡市の景観はアジア都市景観賞を今年も開催することに決まりましたけれども、韓国、中国のほうからかなり関心を持たれていることを前提として、われわれはこの後も引き続いてリーダーシップを発揮していかなければいけない立場にあると思っておりますので、ここはこうしたほうがいいんじゃないかというところがあったら、是非ここでご指摘いただきたいと思いま

す。お考えいただいてまた次回にも。

事務局のほうからは他に何かございますか。

【都市景観室長】今のところ特にはありません

【会長】〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】今後景観の形成に向けて努力する地域団体等が出てくるのが想定されるかと思うんですけれども、そのことで、条例に基づく都市景観形成地区の指定を検討していくという機会はたぶん増えることになると思うのですが、新しく増えてくる条例に基づく都市景観形成地区を景観法に基づく景観形成地区の中に順次組み入れるかたちになっていくのか、次の景観法に基づく景観計画の見直しの時期まで変更されないと考えたほうがいいのか、そのあたりをちょっと教えていただければと思います。

【会長】事務局お願いします。

【都市景観室長】法の手続き上でいきますと、まず景観計画の中に都市景観形成地区が追加される度に加えていけば景観計画の変更になりますものですから、基本的には手続きがかなりややこしくなります。必ず審議会に報告していかなければならないわけです。このへんのところについてどうしようかと事務局で悩んでいるところでございます。機動的に動かないといけない部分もやはりありますので、それでいきますとやはり景観条例を残しながらやったほうがよろしいのか、最終的には市民の方にとってどっちがよろしいのかというのを、もう少しお時間をいただきながら検討していきたいと考えております。

【会長】ありがとうございます。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】先ほどの事務局のお話では景観整備機構については、まだ具体的には誘導等について考えていないということですが、県の景観整備機構に承認されている団体がございますけれども、建築士会が福岡市の景観計画が施行されるようになりますと、景観行政団体である福岡市に対して認定を申請してくる可能性はあるわけですね。そうしたときにやはり、すでに動きつつある団体がすでにあるわけですから、それに対しても早めに、実際に景観形成地区も増えてきていますから、そういうところに対する関わりのあるあり方について、特に〇〇委員がおっしゃっていたように、特に経済的な基盤というものが必要になってくる場合もあるわけですから、そういうところを予め整理しておいたほうが実際、より活発に団体も活動できると思います。

【会長】事務局お願いします。

【都市景観室長】基本的には腹案を持ち合わせておりませんのでご意見として承らせていただければと思っております。

【会長】この場合には、0-3で市民団体の都市景観形成という場合には、地域住民という場合と目的別という場合が団体としてもあり得ますよね。そのへんの括り方を少し整理いただいた方がいいかもしれません。〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】事務局もおっしゃっていたんですけど、景観行政ってそれ自体が目的ではなくて、現実の世界では、だから観光客が増えますとか、だから商売が良くなりますとか、まちづくりの手段としてというところがありますよね。だから、今日のはかた駅前通りのエリアマネジメントもそうだし、エリアマネジメントと呼べるかどうかかわからないけど、けやき通りの活動なんかも地元の利害関係者ががんばってらっしゃるところがありまして、エリアマネジメントという言葉が日本に入ってきたのはカタカナで書いてあることでも明らかのように外国の概念で、一番よく日本の人たちが勉強しているのがアメリカのB I D政策 (Business Improvement District) だと思うんですけれども、それって地域の不動産を持っている人とか商業事業者とかから市税に上乘せするかたちでお金を取って、それがちゃんと合意されたシステムとしてできていて、その地域からとったお金をその地域のために使う分には、1回市にプールしておいたやつを市が悪用されないように厳正に管理した上で、その団体にまた払い戻していくという仕組みがありますよね。なんでそんな仕組みがで

きたかという、そうしないと地元の人たちの力だけでは街灯1本立てられないじゃないですか。既製品の街灯1本だったらすぐに100万しちゃうんだから。そういうことをやらないと、なかなかエリアマネジメントというのは実がでてこないんじゃないかと思います。

一頃は日本でもエリアマネジメントの勉強会もすごくやられて、アメリカのBID的なやつができそうな気配があったんだけど、結局汐留の、本当にあれは民活ですけど、ああいう自分たちで勝手にやってというのが日本のエリアマネジメントのスタイルみたいになっちゃって、行政は介入せず原資は自分たちで勝手に用意しなさいみたいな雰囲気にもなっていますよね。福岡市が日本で一番にそういうことをやるみたいな話はないのですか。やはり私は〇〇先生と同じで、先立つものがないのは、NPOがびっくりするほど育ってきたというけれど、そういう人たちと関わり合いを持っている立場から言わせてもらおうと、やはりお金がなくて苦労してらっしゃって、街路景観を良くしようと思ったら、県道なら県に対して、市道なら市に対して陳情するとのが関の山じゃないですか。実態として。落ち葉の掃除は僕らがしますとか、それくらいが関の山ですよ。そうすると、なかなか先例に上げている小先進国の小都市と同じような実を上げていくというのは正直難しいなという気がするんですけど、政令市の中でまず最初に福岡市がとびつくみたいな、そういう構想なりなんなりがないのでしょうか。

【会長】事務局をお願いします。

【都市景観室長】先ほど申しあげましたように、ちょっとまだ事務局では腹案まで持ち合わせておりませんが、ただ、先生が今おっしゃいましたように、景観行政だけで魅力的なまちづくりができるとは思っておりません。やはり地域の方ですとか、そういうご努力とか取組というのは是非必要だろうと。その上でやはりネックになっているのに、一つに今先生がおっしゃっていただいたような経済的な部分があるとは認識いたしております。それが具体的にどうかたちのスキームというか仕組みでかかわれるのかということについては、そこまで持ち合わせておりませんことから、とりあえずご意見として伺わせていただいて、私どもの検討課題とさせていただければと思っております。

【都市づくり推進部長】エリアマネジメント組織関係で、福岡市でいくと代表的なのが天神の商業地域のWe Love天神協議会で、あれは地権者プラス商業系の企業ということで組織だって自分たちで道路を管理しよう、お金を出そうと、いろんなソフト的な管理をやっていただいております、それについては当然市のほうも関与し、財政的にも支援を行っておりますけれども、基本的には地域の方も企業地権者としてみなさん出している。それを博多駅につきましても同じように博多まちづくり協議会というかたちでエリアマネジメント組織ができあがっておりますので、福岡市としてはそういう地域の方が自分たちのまちづくり、あるいは、自分たちがお客様も含めて快適に過ごしていただけるようなまちづくり、おっしゃるように景観だけがまちづくりではありませんが、そういう要素をいろんなかたちで組み合わせるまちづくりを進めております。

当然私ども都市づくり推進部のほうでは、他にも地域計画というかたちで地元のほうに、基本的には福岡市の場合校区単位がベースになってくるのですが、それぞれの地域のまちづくり取り組み状況に応じて、そういう地域で協議会等組織をつくっていただければ、そういう方々に対して、そういう組織に対して、一定の支援を、段階を経てやっていく、これは全体のまちづくりプランを地元でつくっていただく、こういったこともやっております。今回、景観計画ということで、この計画をつくるのが目的ではないと思っておりますので、こういった計画をさらに市民のみなさんにPRして、庁内でも連携して、いろんな地域に入ってまちづくりのお話をするとき、景観面ではこういう視点がありますし、この取り組みであれば最終的に地区指定というかたちでみなさんのまちの景観をつくっていきますよということも含めて、いろんなかたちでPRをしていきたいというふうに考えております。

【会長】いろいろな形式があると思いますので、引き続きちょっと留意していただいて、適当な日

にまた検討していただくことにします。

それと私のほうからは、いくつか要望したいことがあります。1つはこの2-9のところに港湾ゾーンというのがございますが、海外から船で福岡に着いたとき、なんか景観が寂しい、やっぱり釜山に行ったときの高揚感に比べて福岡に来たときの寂しさといのが感じられるので、なんかもう少し港を国際港としての佇まいを整備していただきたいなとおもいます。これは長期的な構想になるかもしれませんが、ぜひお考えいただきたいなと思います。

それと、もう一つの課題が、中洲がやはりかなり寂しくなって、ネオンも消えて街路もだいぶ汚くなってきて、福岡は地震があったあとの復旧もまだ済んでいないという状況なので、中洲をもう少し元気にする方法をしっかりと考えていただきたいなと思います。

アジアの景観学会でも様々な緩和のようなこともございますし、地区指定をしてあそこを活性化するという事も考えられると思いますので、何か術はないかなと地元は思っていると思います。これも適当な時期に検討していければありがたいと思っております。

他にございませんか。

(意見なし)

【会長】 それでは、今日は速やかに運ばまして、今まで検討してきたことをまとめたという、そういう審議会になりました。それではこれをもちまして第14回福岡市都市景観審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)